



伊勢原市人権施策推進指針（改定版）

2017（平成29）年7月策定

伊 勢 原 市

目次

第1章	人権施策推進指針（改定版）の基本的事項	1
1	人権とは	1
2	人権施策推進指針（旧指針）策定の経緯	2
3	改定の趣旨	3
4	人権施策推進指針（改定版）の位置づけ	5
5	改定指針の体系	6
第2章	人権施策推進指針（旧指針）の総括	7
第3章	将来の目指す姿	8
1	基本理念	8
2	基本目標	8
第4章	施策の推進	9
1	基本的施策の推進	9
(1)	人権教育・啓発の推進	9
(2)	相談・支援システムの充実	11
2	分野別施策の推進	13
(1)	女性（男女共同参画）	13
(2)	子ども	15
(3)	高齢者	17
(4)	障害者	19
(5)	同和問題	21
(6)	外国人	23
(7)	疾病	25
(8)	犯罪に関わる人権侵害	27
(9)	労働者	29
(10)	インターネット等による人権侵害	31
(11)	災害発生時の人権	33
(12)	さまざまな人権課題	35
第5章	施策の推進体制	36

第1章 人権施策推進指針（改定版）の基本的事項

1 人権とは

人権の定義

人権とは、「人間が人間らしく生きていくために、すべての人が生まれながらにして持っている権利」で、「人が己の生存と自由を確保しつつ幸せを追求する権利」です。そして、人権の尊重と確立は、自由と平等とに関わる基本的な問題であり、安全で平和に暮らしていくためには、欠かすことのできないものです。

すべての人は、人として等しく人権を有しています。人は、一人一人それぞれ価値のある存在であり、個性や価値観もそれぞれ違うため、生き方も異なります。その多様性を互いに認め合い、尊重し合うことが大切です。自らの権利を行使する際には、その責任を自覚し、自分の権利だけでなく、他の人にも権利があることを理解し尊重することが必要です。

人権の変遷

人権に対する考え方は、居住の自由や職業選択の自由等の「自由権」から、教育を受けられる権利や労働が保障される権利等のいわゆる「社会権」へと発展するなど、時代の変化に伴い広がりを見せています。我が国においては、1947(昭和22)年に「日本国憲法」の三大原則の一つとして「基本的人権」が明記されました。具体的には「自由権」「社会権」「平等権」「参政権」「請求権」が規定されています。世界的な動きとしては、1948(昭和23)年、人権および自由を尊重し確保するために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として、国際連合総会において世界人権宣言が採択されました。世界人権宣言の採択後、人権に関するさまざまな規約や条約が採択され、世界各国に人権確立に向けた取組の実施が呼びかけられることとなりました。

人権に関わる課題

我が国では、すべての人に基本的人権の享受を保障する「日本国憲法」の下、人権に関する諸制度の整備や諸条約への加入等、人権に関するさまざまな施策が講じられてきました。しかしながら、今なお、本人の努力ではどうにもならないことを根拠とする不当な扱い(=差別)が無視できない形で存在しており、すべての人に保障されるべき安心して自由で平和に暮らせる「人権が尊重される社会」が実現されているとは言い難い状況です。

また、社会のグローバル化、情報化等の進展に伴って新たな課題も生じてきています。

2 人権施策推進指針（旧指針）策定の経緯

人権施策推進懇話会での議論

近年、我が国では女性への暴力、いじめ問題、高齢者の虐待等のさまざまな人権に関わる事件が多発し、人権問題は多様化、複雑化しています。そうした状況に対応するため、人権に関わる施策の方向を総合的に示していくことが求められてきました。

こうした状況を受けて、伊勢原市では 2002(平成 14)年に学識経験者や人権関係団体で組織する「伊勢原市人権施策推進懇話会」を設置し、市が取り組むべき人権施策の基本理念、方向等について議論を重ねてきました。

伊勢原市人権施策推進指針（旧指針）の策定

伊勢原市人権施策推進懇話会の議論は提言書としてまとめられ、市長に提出されました。提言書の内容を踏まえ市役所内でも議論を重ね、市民意見を伺うパブリックコメントを経て、2007(平成 19)年に「伊勢原市人権施策推進指針（以下、「旧指針」という）」を策定しました。

旧指針の目指したもの

旧指針では、伊勢原市の総合計画に示す目標の実現に向けて、人権施策を推進していくうえでの基本理念や施策の方向を示しました。

基本理念として「人権を尊重するまちづくり」を掲げ、「個」を大切にする地域社会を目指すこと、共に支え合って生きる地域社会を目指すこと、権利と自由とが保障される地域社会を目指すことを、それぞれ基本目標として掲げました。

具体的な施策の推進方向として、どの施策にも共通する基本的な事項を「人権教育・啓発の推進」「相談・支援システムの充実」「個人情報保護」として整理しました。さらに、10 の分野についてそれぞれの推進方向を示しました。

3 改定の趣旨

改定の趣旨

2007(平成19)年に旧指針を策定し、人権施策の推進に努めてきました。2017(平成29)年で、策定から10年が経過しますが、この間、グローバル化の更なる進展をはじめとして、人権に関する社会情勢や法制度等、人権を取り巻く環境が変化してきました。

また、この間、伊勢原市では総合計画や男女共同参画プランの改定、子ども・子育て支援事業計画やいじめ防止基本方針等が策定されています。これらの方針や計画の中にも、差別の解消、いじめ及び虐待の防止等、人権尊重の理念が盛り込まれています。

こうした状況を受け、多様化、複雑化が進む社会の諸問題に的確に対応し、より一層時代に即した指針とするため、改定を行うものです。

改定のポイント

旧指針の改定にあたっては、次の3点に留意しました。

① 人権教育・啓発の強化

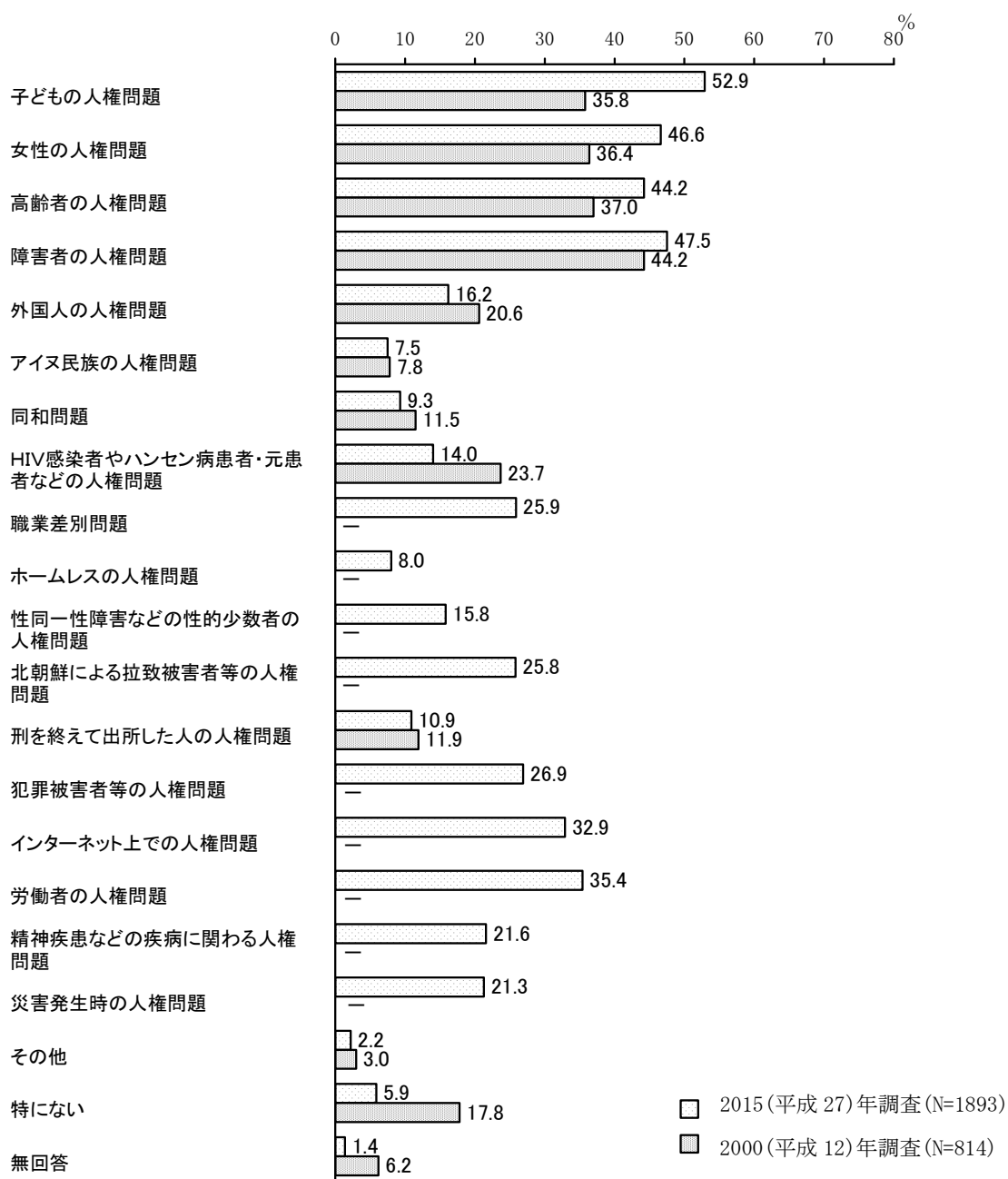
社会で生じている諸問題の根には「他人に対する思いやり」のような基本的な部分が十分に浸透していない点にも一因があると思われます。基本的人権の尊重について市民の理解が進むよう、人権教育・啓発の強化に努めます。

② 市民の関心の高まりへの対応

2015(平成27)年に実施した伊勢原市市民人権意識調査(以下、「人権意識調査」という)において、子どもの人権、女性の人権、高齢者の人権等は2000(平成12)年の調査よりも「関心がある」と回答した割合が増加しています。子どもを取り巻く環境の変化、女性の社会参画への動き、高齢者の更なる増加等、社会状況の変化に対して的確に対応するよう努めます。

③ 新たな課題への対応

労働者の人権、インターネット等による人権侵害、災害発生時の人権等、2007(平成19)年に旧指針を策定した以後、社会の関心の高まりが顕著になってきた課題があります。そうした新たに注目されるようになってきた人権課題への対応方針を定めます。



関心のある人権問題（人権意識調査より抜粋）

※2000（平成 12）年調査では「職業差別問題」「ホームレスの人権問題」「性同一性障害などの性的少数者の人権問題」「北朝鮮による拉致被害者等の人権問題」「犯罪被害者等の人権問題」「インターネット上での人権問題」「労働者の人権問題」「精神疾患などの疾病に関わる人権問題」「災害発生時の人権問題」の選択肢はありませんでした。

4 人権施策推進指針（改定版）の位置づけ

2000(平成 12)年に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」には地方公共団体の責務が次のように規定されています。

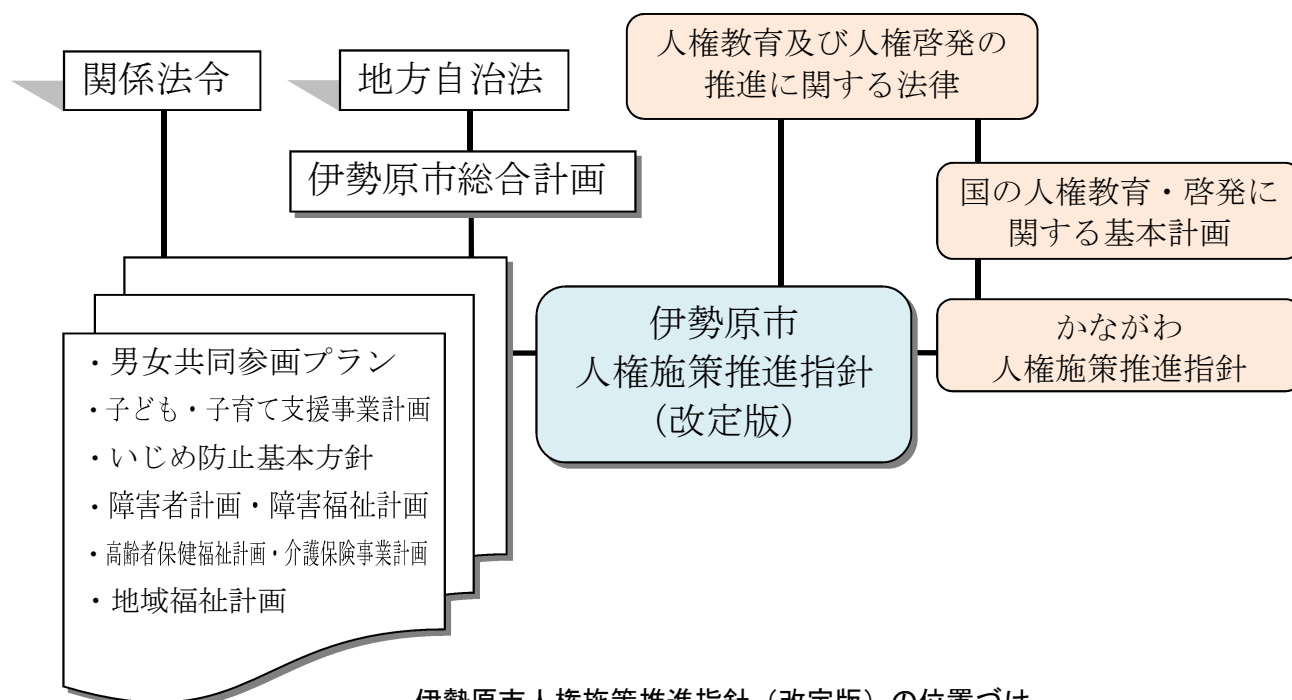
（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

伊勢原市人権施策推進指針（改定版）（以下、「改定指針」という）は「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、伊勢原市の人権教育及び人権啓発に関する施策を実施するうえでの基本理念や施策の方向を示すものです。同時に、伊勢原市の総合計画で目指す将来像の実現を人権施策の面から推進していくための基本理念や施策の方向を示すものです。

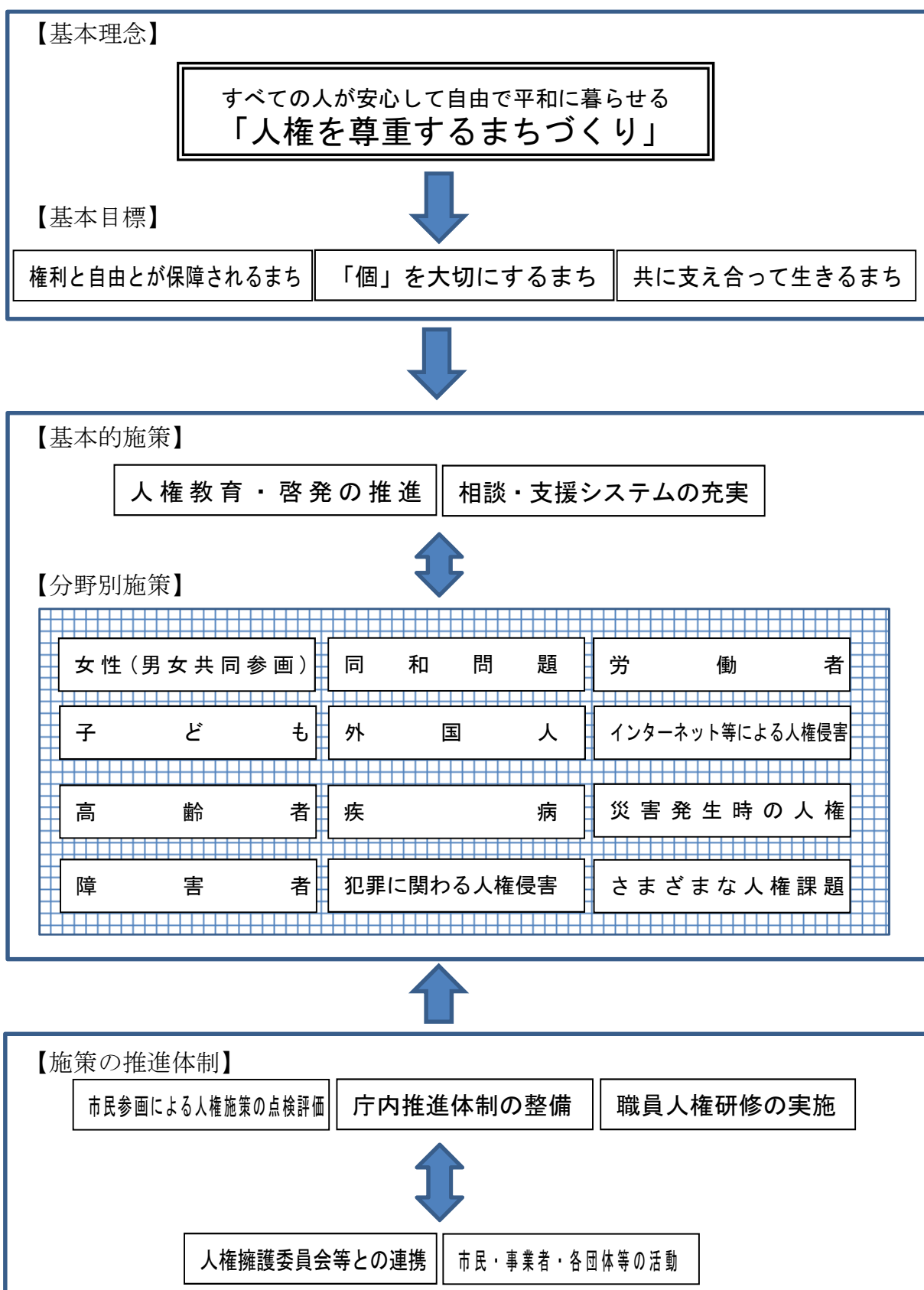
また、男女共同参画プラン、子ども・子育て支援事業計画、いじめ防止基本方針、障害者計画・障害福祉計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、地域福祉計画等の関連する諸計画との整合を図るとともに、国や県の人権教育・啓発に関する基本計画等との整合にも配慮します。

なお、改定指針は人権を取り巻く国内外の動向や社会環境の変化等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。



伊勢原市人権施策推進指針（改定版）の位置づけ

5 改定指針の体系



第2章 人権施策推進指針（旧指針）の総括

旧指針では基本理念として、すべての人が安心して自由で平和に暮らせる「人権を尊重するまちづくり」を掲げました。また、基本目標として（１）「個」を大切にする地域社会を目指します、（２）共に支え合って生きる地域社会を目指します、（３）権利と自由とが保障される地域社会を目指します、の３つを設定し、人権施策を推進してきました。

基本目標として設定した地域社会の実現を目指して、人権啓発講演会や各種人権啓発講座等、さまざまな機会を活用して、人は生まれながらにして権利を持ち、自由が保障されていること、自分を大切にするだけでなく他人の人権も尊重しなければならないこと、といった基本的事項について啓発を行ってきました。啓発事業の効果については一概に評価することが困難な部分がありますが、2015(平成27)年に実施した人権意識調査において、これまでに自分の人権が侵害されたと思ったことはあるか尋ねたところ、「人権侵害・差別を受けたことはない」と回答した割合が最も多くなっています。また、もし差別されたり、人権を侵害されたりした場合にどのような対応をするか尋ねたところ、「何もしないで我慢する」と回答した割合が2000(平成12)年の調査時から大幅に減っています。相談・支援システムの充実という観点から見れば、適切な場所に相談しようという意識の市民が増えるのは、望ましいことと言えます。こうした点を踏まえると、基本目標の達成に向けて一定の成果は出ているものと思われませんが、旧指針の策定後、傷害事件や障害者差別の事案等が市内で発生しており、『「個」を大切にする』や『権利と自由とが保障される』が地域社会に十分浸透したとは言い難い状況にあります。

『共に支え合って生きる地域社会』という面では、自治会への加入促進や市民活動の促進等、地域の人的ネットワークの形成に資するための取組を推進してきました。その結果、自治会加入率は県内で高い水準を維持し、市民活動サポートセンターへの登録団体数も増加するなど、一定の成果は上がってきました。しかし、地域で孤立する高齢者、子育てを一人で抱え込む保護者等、すべての市民にとって共に支え合って生きることができる地域社会になったとは言い難い状況です。

上記のような状況を踏まえ、旧指針で掲げた基本理念及び基本目標は改定指針においても踏襲し、引き続き「人権を尊重するまちづくり」の基本理念のもと、目標の達成に向けて取り組んでいきます。

第3章 将来の目指す姿

1 基本理念

改定指針の基本理念を次のとおり定めます。

すべての人が安心して自由で平和に暮らせる
「人権を尊重するまちづくり」

2 基本目標

(1) 権利と自由とが保障されるまち

人は生まれながらにして権利を持ち、自由が保障されています。差別するということはこれを無視し、人間としての尊厳を否定しているということです。すべての人の権利と自由とが守られていくことが必要です。

自分自身をかけがえのない価値のある存在として肯定的にとらえ、所属する集団から一人の人間として大切にされているという自己肯定感をもつことができると、他者のことも肯定的にとらえ、大切にしようという気持ちが芽生えるものとされています。一人一人の自己肯定感が育まれ、権利と自由とが保障されるまちを目指します。

(2) 「個」を大切にするまち

人種・国籍・出身地・性別等、自分と他者の「違い」に目をつけて優劣のレッテルを貼り、侮辱・排除するというのが、これまでの歴史の中で行われてきた差別の典型的な形でした。人は皆、等しく存在価値を持つとの認識のもと、一人一人の個性や違いを認め合い、多様性を尊重していけるようなまちを目指します。

(3) 共に支え合って生きるまち

少子高齢化や生活スタイルの変化により、地域の住民同士のつながりが希薄化していると言われており、一人暮らしの高齢者や生活困窮者の社会的孤立、子育て世帯の孤立等、さまざまな問題が生じています。また、東日本大震災等の教訓から、地域のつながりや支え合いの重要性が改めて見直されています。一人一人が社会との関わりの中で、支え合って生きられるようなまちを目指します。

第4章 施策の推進

1 基本的施策の推進

人権施策を推進するうえで、いずれの分野にも共通する重要かつ基本的な事項を、「基本的施策」として2項目に整理します。

(1) 人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発については、2000(平成12)年に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」をはじめとする関係法令に基づき、国と地方公共団体が協力して施策を実施してきています。人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養(かんよう)を目的とする教育活動」と定義され、地域の実情に応じて学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ実施されています。人権啓発とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)」と定義されています。その目的は、国民の一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他者の人権にも十分に配慮した行動をとることができるようにすることとされています。

具体的な施策としては、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の規定に基づき、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「人権教育・啓発に関する基本計画」が2002(平成14)年に策定されています(2011(平成23)年に一部変更)。一方、国内ではドメスティック・バイオレンス、児童虐待、障害者虐待、被災者への差別的言動等、個々の人権が侵害されるケースが見受けられます。また、人権侵害の形態が多様化・複合化するとともに、新たな課題も発生してきています。

そうした国の施策や社会の動向も踏まえ、伊勢原市ではこれまで旧指針に基づき、人権啓発講演会、人権セミナー、人権メッセージパネルの展示、人権擁護委員会や各中学校と連携した人権作文・人権ポスター募集事業等、各種人権教育・啓発事業を実施してきました。

◇施策の方向◇

人権意識調査において、日ごろ、他人に対して差別的な行動や発言をしてしまうことがあるか尋ねたところ、「よくある」または「時々ある」と回答した割合は約11%にとどまっています。その中でも女性は年代が若くなるにつれて、男性は20代、30代で「ある」と回答した割合が高くなっています。そうした性別・年代別の傾向を踏まえ、人権啓発事業を展開します。また、同調査で市民の人権意識を高めるために今後必要だと思う取組について、「学校における人権教育の充実」「人権問題に関わる職業に従事する人の人権意識向上」といった項目が高い割合となっている点を踏まえ、学校における人権教育の充実及び市職員の人権研修に取り組みます。

人権教育・啓発を進めるためには、行政だけでなく、市民、事業者、学校、関係機関等との連携が不可欠なことから、これらの人権擁護に関わる団体への協力支援を継続して実施します。

主な取組

① 人権啓発講演会

市民一人一人が人権に対する理解と認識を深め、差別や偏見のない相互の人権を尊重しあえる地域社会の実現に寄与することを目的に、その時々によさわしいテーマ及び講師を選定し、人権啓発講演会を開催します。

② 各種講座・イベント時における人権啓発活動

市民の人権に対する正しい理解と認識を深め、人権意識の高揚を図るため、人権セミナー等の市民向けの各種講座を開催します。また、各種イベントの実施時など、あらゆる機会を通じて人権啓発を行います。

③ 人権教育研修会・人権教育研究校指定

市内小中学校教職員を対象に人権に関する研修会を実施し、人権に対する理解と認識を深め人権感覚の向上を図り、人権教育を推進します。また、人権教育の一層の充実を図るため、人権教育を推進する研究校を計画的に指定し、研究成果等を市内教職員に報告します。

(2) 相談・支援システムの充実

全国の地方法務局で、職員や人権擁護委員が人権相談を受けています。人権擁護委員は、地域の住民から人権相談を受け、問題解決の手伝いをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害による被害者を救済したりするなど、地域の住民に人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。人権相談の2015(平成27)年の総受付件数は約23万6千件でした。内訳としては、住居・生活の安全関係、労働権関係、学校におけるいじめ等の相談が多くなっています。また、人権侵犯事件として受理及び処理した件数は約2万2千件でした。

伊勢原市ではこれまで、人権相談、市民相談(一般相談)、法律相談、消費生活専門相談、登記・相続・多重債務相談、福祉総合相談等、各種相談窓口を設置し、相談・支援に努めてきました。一例として、市民相談として2014(平成26)年に約1千300件の相談を受けています(一般相談と特別相談の総数)。また、関係団体との連携強化の一環として、高齢者・障害者虐待防止ネットワーク、要保護児童対策地域協議会等、関係機関からなるネットワーク会議を形成しています。こうしたネットワークを活用し、関係機関相互で必要な情報交換や協議を行うことで、問題の早期発見と適切な対応に努めています。

◇施策の方向◇

人権意識調査において、もし差別をされたり、人権を侵害されたりした場合、まずはどのような対応をするかを尋ねたところ、「家族に相談する」「友人・同僚・上司に相談する」といった回答が多くなっています。「市役所に相談する」、「法務局(人権擁護委員)に相談する」、「警察に相談する」という回答は、男女とも年代が高くなるにつれ割合が高くなっていました。そうした傾向も踏まえ、各種相談窓口を継続して設置するとともに、適切な相談窓口の周知に取り組みます。また、相談窓口に携わる者が適切な対応方法を習得するための研修を実施します。さらに、市の部署間の連携を強化し、気軽に相談でき、問題解決が迅速かつ適切にできる体制づくりに取り組みます。

相談支援に関わる関係団体とは引き続き連携し、必要な情報交換等を行うことで、適切な対応に努めます。

主な取組

① 各種相談の実施と各部署間の連携強化

人権擁護委員による人権相談やDV相談、福祉総合相談等、各種相談を継続的に実施し、人権の擁護と救済に取り組みます。さらに、市の部署間の連携を強化することで、問題解決が迅速かつ適切にできる体制づくりに取り組みます。

② 相談窓口対応に関わる研修

市の相談窓口に関わる職員が適切な対応方法を習得できるよう、関係機関が実施する窓口対応研修への職員の派遣等を行います。

③ 関連団体との連携

高齢者・障害者虐待防止ネットワーク、要保護児童対策地域協議会、法務局等、各関連団体と連携し、相談・支援システムの充実を図ります。

2 分野別施策の推進

人権を尊重するまちづくりを推進するには、あらゆる分野で人権尊重の視点が盛り込まれることが必要です。このような観点に立ち、各分野の課題に取り組みます。

(1) 女性（男女共同参画）

1999(平成 11)年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画に関する基本理念が示されました。同法において、政府は男女共同参画社会の促進に関する基本的な計画を定めることとされ、2000(平成 12)年に「男女共同参画基本計画」が策定されています。同計画は数回にわたる改正を経て、2015(平成 27)年には「第 4 次男女共同参画基本計画」が策定されました。同計画においては、女子差別撤廃条約の積極的遵守に努めることや、男性中心型労働慣行等を見直すことによって、女性の活躍を推進していくこと等が改めて強調されています。2016(平成 28)年には「女性活躍推進法」が成立し、一定規模以上の事業主に対する「事業主行動計画」の策定が義務付けられました。管理的地位にある女性労働者の割合、その他女性の活躍に関する状況を踏まえて課題を把握し、その課題解決に必要な取組を事業主行動計画に定め、実行していくこととされました。

女性が被害者になりやすいストーカー被害、配偶者からの暴力についても、「ストーカー規制法」、「配偶者暴力防止法」等の法整備がされています。ストーカー規制法は 2000(平成 12)年に制定されていますが、2013(平成 25)年の改正で電話やメールでのつきまといに加え、Twitter や LINE といった SNS*やブログのコメント欄にまで規制の対象が広がられました。

伊勢原市では、1988(昭和 63)年に女性行政の推進組織として「伊勢原市ききょうフォーラム」を設置し、情報誌の発行や啓発事業に取り組んできました。同組織は 2010(平成 22)年に「男女共同参画推進委員会」と名称を変更し、継続して各種啓発事業を展開しています。また、2008(平成 20)年には伊勢原市男女共同参画プランを、2013(平成 25)年には同プラン改定版を策定しました。女性の人権保護に向けては、配偶者や親密な関係にあるパートナーからの身体的・精神的暴力等の相談を受けています。また、セクシュアル・ハラスメント等、女性が被害を受けがちな各種ハラスメントについて、防止に向けた啓発を実施してきました。

※SNS・・・ソーシャル・ネットワーキング・システムの略。登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービス

◇施策の方向◇

男女共同参画社会基本法に基づく計画にのっとり、男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発・支援を継続して行います。特に、人権意識調査において「男女共に働きながら家事・育児・介護などを両立する環境を整備する」ことが必要だと考える市民の割合が男女の全世代で高い割合になっています。そうした傾向を踏まえ、男女共に働きながら家事・育児・介護等を両立する環境の整備、いわゆるワーク・ライフ・バランスの推進については、男性の働き方の見直しも含め、積極的に取り組みます。

各種ハラスメントや性犯罪、配偶者からの暴力については、引き続き相談を受け、関係機関とも連携しながら被害者の早期発見と救済に取り組みます。

主な取組

① ワーク・ライフ・バランスの推進

男女が共に、働きながら家庭生活における家事、育児、介護等に関わったり、地域活動に参加したりすることができるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について、男性の働き方や生活のあり方を見つめ直すことを含め、理解の促進を図ります。

② ドメスティック・バイオレンスの防止

配偶者等からの暴力をなくすために啓発を行うとともに、個別被害についても相談を受け、関係機関と連携を図りながら救済と支援に取り組みます。あわせて、暴力をやめたいと考えている加害者への対応についても、関係機関で実施している相談窓口を周知していきます。

③ ハラスメントの防止

セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等をなくすために啓発を行います。個別被害についても相談を受け、必要に応じて専門相談機関の紹介をするなど、救済と支援に取り組みます。

④ 性犯罪・ストーカー被害の防止と被害者支援

女性が被害者になりやすい性犯罪やストーカー被害等について、関係機関や団体、地域と連携して、防止に努めます。また、被害者に対しては、関係機関や民間団体等と密接な連携を図り、救済と支援に取り組みます。

(2) 子ども

子育て支援を総合的に推進するため、2015(平成 27)年に「子ども子育て支援新制度」が施行されました。地方公共団体は、子ども・子育て会議の意見を聴きながら、「子ども・子育て支援事業計画」を策定、実施することとされています。また、小中学校におけるいじめ問題の深刻化を受け、2014(平成 26)年、いじめ防止に関する措置等を定めた「いじめ防止対策推進法」が施行されました。地方公共団体は同法の趣旨を踏まえた体制整備が求められています。

2015(平成27)年度中に全国208か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は約10万件とこれまでで最大の件数となっています。児童相談所全国共通ダイヤルの3桁化「189」の広報や、マスコミによる児童虐待の事件報道等により、国民や関係機関の児童虐待に対する意識が高まったこと等が、増加の一因と分析されています。

伊勢原市では2010(平成 22)年に「教育振興基本計画」を定め、学校教育・社会教育の充実、伊勢原市の豊かな自然や歴史・文化遺産を継承していくこと等を目指しています。そうした取組の一環として、経済的な困難を有する家庭への支援として就学援助等を実施してきました。学校におけるいじめ問題への対応としては、「いじめ防止対策推進法」の趣旨を踏まえた体制整備を進めるため、2014(平成 26)年以降、「伊勢原市いじめ防止基本方針」を策定するとともに、いじめ防止等連絡協議会、いじめ問題専門調査会、いじめ問題再調査会を設置しています。

2015(平成 27)年には、困難を有する子ども・若者やその家族の支援等を規定した「子ども・若者育成支援指針」を策定するなど、子どもの人権に関わる計画・方針を順次定めています。子育て支援の推進に向けては、母親・父親学級、幼児教育学級、児童コミュニティクラブの運営等、各種子育て支援システムを整備してきました。2015(平成 27)年には子育て支援の更なる推進に向け、「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、施策を推進しています。

児童虐待の防止に向けては、関係機関からなる要保護児童対策協議会において、ケース把握会議や虐待防止に関する啓発、子ども虐待防止電話相談等を実施しています。

◇施策の方向◇

困難を有する子ども・若者が凄惨な事件に巻き込まれるケースが報道されており、本人、家族への支援等の対応を進めます。あわせて、保護者がゆとりをもって子育てに取り組めるよう、家庭・地域社会における子育て支援を推進します。児童虐待については、引き続き相談体制を整備するとともに、関係機関とも連携し、未然防止と救済に取り組めます。

人権意識調査において、子どもの人権について「子ども同士で仲間はずれ・無視・暴力・嫌がらせなどのいじめをする」、「教師がいじめられている子どもを見て見ぬふりをする」といったことがあれば問題であると回答した割合が高くなっています。そうした傾向も踏まえ、不登校・いじめ・暴力行為等、学校における課題について、家庭、地域、関係機関と連携しながら解決に向けて取り組みます。

子どもがインターネットを通じて犯罪に巻き込まれることや、いじめを受ける一因となることもあるため、携帯電話・スマートフォン等の使用に伴う諸課題への対応を図ります。

主な取組

① 児童虐待の防止

孤立しがちな子育て中の保護者や家庭に対する支援を行うとともに、関係機関、団体、地域等との連携のもと、児童虐待の未然防止と早期発見に取り組みます。

② 家庭・地域社会における子育て支援

保護者がゆとりを持って子育てに取り組めるよう、子育て支援を推進します。地域全体で子育て家庭を支え、子どもの健やかな成長を支援する体制づくりに努めるとともに、関係団体と連携して非行防止の取組を推進します。

③ 子どもの貧困対策

生まれ育った環境によって、受けられる教育に多大な格差が生じることのないよう、経済的な困難を抱える家庭に対する支援を行います。

④ いじめ防止の取組

いじめ防止基本方針に基づき、行政、学校、家庭、地域が連携し、社会全体で子どもの健全育成に努めるとともに、いじめ対策の総合的かつ効果的な推進を図ります。

(3) 高齢者

我が国の2016(平成28)年10月1日現在における65歳以上の高齢者人口は約3,392万人であり、総人口に占める65歳以上の割合(高齢化率)は26.7%となっています。また、75歳以上人口(後期高齢者)は約1,641万人で総人口に占める割合は12.9%で、その割合は増加し続けると予想されています。このような状況の中、国民の医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれています。そうした状況を受け、国では、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制(地域包括ケアシステム)の構築を推進しています。市町村は、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムを構築するものとされています。また、急速な高齢化の進展とともに、身体的・精神的虐待や財産権の侵害、詐欺行為等の犯罪被害といった、高齢者の人権に関わる問題も深刻化しています。

伊勢原市では、2000(平成12)年に「伊勢原市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、2015(平成27)年には第6期の計画期間がスタートしています。同計画に基づき、家族介護教室、ひとり暮らし高齢者登録、寝たきり高齢者・認知症高齢者登録、介護見舞給付金等、各種支援を実施するとともに、制度の周知に努めてきました。あわせて、中高齢者スポーツ事業、シルバーボランティア活動推進等、高齢者が社会参画し、生きがいをもって暮らせるよう、各種事業を推進してきました。高齢者の虐待防止に向けては、高齢者虐待相談を実施するとともに、関係機関からなる高齢者虐待防止ネットワークを運営し、未然防止と救済に努めてきました。

◇施策の方向◇

人権意識調査において、高齢者の人権を守るために必要だと思うことは、「介護が必要になっても住み慣れた地域で生活が継続できるための支援」と回答した割合が、高齢の世代で高くなっています。そうした点も踏まえ、各関係機関との連携を強化し、高齢者や介護者が抱えるさまざまな悩みに対応できる相談体制を充実させるなど、市の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築を推進します。あわせて、高齢者が住みやすいバリアフリーのまちづくりについても引き続き推進します。

高齢者虐待については、相談体制を整備するとともに、関係機関とも連携し、未然防止に取り組みます。また、高齢者をさまざまな犯罪から守るために各関係機関と連携して、高齢者の権利擁護と財産の保護に取り組みます。

一人暮らしの高齢者が、地域社会で孤立することを防ぎ、生きがいをもって暮らせるよう、支援の充実を図ります。

主な取組

① 高齢者虐待の防止

高齢者虐待相談の実施や、高齢者・障害者虐待防止ネットワーク等を活用した関係機関との連携により、高齢者虐待の防止に取り組みます。

② 高齢者の権利擁護

認知症等により判断能力が低下した高齢者を、さまざまな犯罪から守るため、各関係機関と連携して、高齢者の権利擁護と財産の保護に取り組みます。必要に応じて成年後見制度の活用を案内するなど、地域で安心して暮らすことができるよう支援していきます。

③ 見守り体制の充実

一人暮らしの高齢者が、地域社会で孤立することを予防するため、関係機関との連携・協力を強化し、見守り体制を整えます。

④ 地域包括ケアの推進

高齢者が住み慣れた土地で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築を推進します。

(4) 障害者

我が国は2007(平成19)年に「障害者権利条約」に署名し、2011(平成23)年に「障害者基本法」を改正、2012(平成24)年に「障害者総合支援法」を制定、2013(平成25)年に「障害者差別解消法」を制定するなど、国内法令の整備を進めてきました。これらの法整備を受け、我が国は2014(平成26)年に「障害者権利条約」を批准し、140番目の締約国となりました。これにより、我が国では障害者の権利の実現に向けた取組が一層推進されることが求められています。

2016(平成28)年には「障害者差別解消法」が施行されました。同法では、障害者に対して不当な差別的取扱いをすることで権利利益を侵害することを禁止し、また、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすること等が規定されました。

一方、2016(平成28)年7月、障害者支援施設である県立「津久井やまゆり園」において元施設職員による障害者殺傷事件がありました。神奈川県ではこのような痛ましい事件が二度と繰り返されることのないよう、障害者とともに生きる社会の実現に向け「ともに生きる社会かながわ憲章」を2016(平成28)年10月に策定しました。

伊勢原市では2015(平成27)年から第4期の「障害者計画・障害福祉計画」がスタートしました。障害には身体・知的・精神の3種類があり、それぞれ身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を交付しています。手話通訳者・要約筆記者の派遣、声の広報・点訳広報発行等、各種支援を実施するとともに、制度の周知に努めてきました。また、地域活動支援センターにおける活動機会の提供、障害者スポーツ教室の実施等、障害者が生きがいをもって暮らせるよう、活動の場づくりに努めてきました。虐待防止については、障害者虐待防止講演会、支援者向け研修会、障害者週間における街頭キャンペーン等を実施してきました。

2008(平成20)年には障害福祉に関わる関係機関が情報を共有して、地域の課題解決に向けて協議を行うため、「伊勢原市障害者自立支援協議会」を設置しました。同協議会は2014(平成26)年に名称を「伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会」と改め、当事者による専門部会を設置し障害福祉に関する協議等を行っています。

◇施策の方向◇

「障害者差別解消法」の理念を踏まえ、障害者が暮らしやすいまちづくりを目指します。学識経験者や当事者団体からなる協議会の運営を継続して行い、地域における課題整理と施策の推進に取り組みます。また、障害者の社会貢献の場や日常的に世代間の交流等ができる場の創出、バリアフリーのまちづくりを引き続き推進します。

人権意識調査において、障害者が地域で生活していくときに、人権上問題があると思うことは「働ける場所・能力を発揮する機会が少ない」ことだと回答した割合が最も高くなっています。そうした傾向も踏まえ、障害者の雇用の場を確保することには引き続き積極的に取り組みます。

障害者虐待については、相談体制を整備するとともに、関係機関とも連携し、未然防止に取り組みます。また、障害者をさまざまな犯罪から守るために各関係機関と連携して未然防止に努め、障害者の権利擁護に向けて取り組みます。

主な取組

① 人権教育・啓発の推進

障害を理由とする差別を受けることのないよう、あらゆる場を通じて、人権を尊重し、好ましい人間関係を育て、障害者への理解を深めるための教育・啓発を推進します。また、さまざまな機会を通じて障害者との相互理解を深めるための普及・啓発活動を行います。

② 障害者虐待の防止

障害者虐待相談の実施や、高齢者・障害者虐待防止ネットワーク等を活用した関係機関との連携により、障害者虐待の防止に取り組みます。

③ 障害者の権利擁護

障害者をさまざまな犯罪から守るために各関係機関と連携して、未然防止に取り組みます。必要に応じて成年後見制度の活用を案内するなど、地域で安心して暮らすことができるよう支援していきます。

④ 就労の支援

障害者が職業を通じて地域で自立した生活が送れるよう、職場定着支援や生活支援等も含めた雇用対策の充実を図ります。

本市の計画・指針等の文書における「障害」の表記について、当面は国の法令にあわせて「障害」の表記を継続することとしています。なお、「伊勢原市障がい者と暮らしを考える協議会」は附属機関等ではないため委員の総意により、2014(平成26)年4月に「障がい」と表記した名称に変更しました。

(5) 同和問題

1965(昭和 40)年に同和対策審議会が、諮問のあった「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方針」に対する答申の中で、同和問題の早急な解消は国の責務であると明記しました。1969(昭和 44)年には「同和対策事業特別措置法」が制定され、2002(平成 14)年に失効するまでの 33 年間、さまざまな施策が全国的に実施されました。

2016(平成 28)年には、部落差別のない社会の実現を目的とした「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。同法は、付帯決議が全会一致で採択され成立しています。同法に基づき、地方公共団体はその地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めることとされています。

伊勢原市では、1981(昭和 56)年に専任の同和担当を配置し、個人施策、環境改善事業、啓発事業等に取り組むとともに、1986(昭和 61)年には「伊勢原市同和教育基本方針」を策定し、同和問題の解決に向けた施策に取り組んできました。その結果、住環境は大きく改善されました。

基本的人権の尊重について、市民の理解が進むよう、人権啓発講演会の開催や人権擁護委員と連携した各種啓発活動等を実施してきました。人権教育・啓発の推進及び地域の実情に応じた相談体制の整備に向けても、人権・同和団体と連携して取り組んできました。また、市の職員が同和問題について正しい理解と認識を深められるよう、人権・同和団体が主催する研修会等に職員研修の一環として参加しています。

住民情報の不正取得の問題については、2014(平成 26)年に「本人通知制度」を創設し、被取得者への通知を実施しています。

◇施策の方向◇

伊勢原市ではこれまで環境改善、啓発事業等に取り組み、住環境については大幅に改善されています。人権意識調査において、同和問題について知っているか尋ねたところ、「知らない」と回答した割合が約 63%に上っていました。その中でも、若い世代ほど「知らない」と回答した割合が高くなっています。一方、「知っている」と回答した人に人権上、問題があると思う点について尋ねたところ「地域社会で不利な扱いをする」「結婚に周囲が反対する」といった回答が多くなっています。回答については、実体験として知ったのか、行政や学校の同和問題に特化した教育・啓発の中で知識として知ったのか、といった分析までは出来ていないため、今後はより詳細な研究・踏査等を行うことで実態の把握に努めます。

今後も総合的な人権教育・啓発を推進することで、偏見や差別意識の解消を目指します。また、住民票等の不正取得、インターネット上の差別表現への対応を進めるとともに、同和問題解決を妨げるえせ同和行為の排除に努めます。

主な取組

① 人権教育・啓発の推進

部落差別が起こることのないよう、基本的人権の尊重に関わる理念を教育・啓発します。

② 相談体制の充実・関係団体との連携

関係団体と連携し、偏見や差別によって人権侵害があった場合の相談体制の充実を図ります。

③ 実態の把握

人権全般に関わる問題や同和問題について、人権意識調査をはじめとする各種調査の実施等により実態把握に努め、人権施策推進に活用します。

(6) 外国人

法務省の統計によると、2016(平成 28)年 6 月末時点における在留外国人数は 230 万 7,338 人で、過去最高となっています。2016(平成 28)年 12 月末時点における伊勢原市の外国人住民人口は 1,814 人であり、総人口の約 1.8%となっています。日本国憲法は、権利の性質上、日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、日本国内に在留する外国人についても、等しく基本的人権の享受を保障しています。また、我が国は 1979(昭和 54)年に「国際人権規約」を批准し、1995(平成 7)年には「人種差別撤廃条約」を批准しています。「人種差別撤廃条約」等に基づく差別の根絶に向けた国際的取組に我が国としても応えていく必要があります。しかし、現実には歴史的経緯に由来する問題や就労差別等、さまざまな人権問題が発生しています。特に、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動が、いわゆるヘイトスピーチとして大きな問題となっています。そうしたことから、外国人に対する差別的言動の解消を目的とした「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が 2016(平成 28)年 6 月に施行されました。地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じた施策を講じるよう努めることとされています。

伊勢原市では、これまで市内在住の外国人向けにリーフレットの作成、ごみ分別ガイドの作成等、市内で暮らしやすいよう支援に努めてきました。また、国際交流委員会の運営補助、米国ラ・ミラダ市(伊勢原市姉妹都市)との交流等を通じて、異文化理解の促進に努めてきました。

◇施策の方向◇

異文化理解の促進に向けて外国人と直接コミュニケーションを取れる国際交流の機会を継続して創出します。また、旅行者を含めた外国人が不当な差別を受けることなく、互いの個性や違いを認めあうことができるよう、総合的な人権教育・啓発を推進します。

人権意識調査において、日本に住む外国人について人権上問題だと思ふことは、「外国語で対応できる窓口が少ないこと」と回答した割合が「ヘイトスピーチ等で特定の人種・国籍の人が差別的な発言を受ける」に次いで高くなっています。そうした傾向も踏まえ、日本に住む外国人が日常生活に支障がないよう、多様な言語による情報提供や相談体制の整備に取り組みます。あわせて、外国につながるのある児童生徒への支援を継続して行います。

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の理念を踏まえ、ヘイトスピーチが行われることのないよう、啓発を実施します。

主な取組

① 相談体制の充実・コミュニケーションの支援

日常生活に支障のないよう、多様な言語による情報提供や相談体制の充実を図ります。日本語を習得する機会として、日本語講座の開催等の支援を行います。あわせて、外国につながりのある児童生徒等、日本語指導が必要な児童生徒に対して日本語指導協力者を在籍校に派遣し、日本語指導や学習支援等を行います。

② 国際交流の推進

外国人と直接コミュニケーションを取れる国際交流の機会の創出に努め、異文化理解を促進します。

③ 不当な差別的言動の解消

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の理念に基づき、いわゆるヘイトスピーチが行われることのないよう、啓発を実施します。

(7) 疾病

我が国では、HIV感染症、ハンセン病、肝炎、結核等の感染症に対する正しい知識や理解不足から、感染症に罹患（りかん）した患者やその家族等が就職拒否や職場解雇、入園・入学の拒否、登園・登校の拒否、医療現場における診療拒否をされるなど、社会生活のさまざまな場面で人権問題が生じてきました。特に、ハンセン病については1907(明治40)年に「癩（らい）予防に関する件」が制定され、同法の改正を経て徹底した隔離政策がとられるようになりました。その結果、ハンセン病患者の人権は著しく侵害されました。その後、1953(昭和28)年に制定された「らい予防法」は40年以上を経てようやく廃止されており、2001(平成13)年には「らい予防法」違憲国家賠償請求が認められました。2009(平成21)年には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されています。同法は、国立ハンセン病療養所の入所者が地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようにするための基盤整備等について定めています。こうした事例のように、感染症に罹患（りかん）した患者やその家族等への偏見、差別意識をなくすためには、正しい知識の普及、啓発が不可欠です。

伊勢原市では、これまで高齢者のインフルエンザ予防接種、高齢者肺炎球菌ワクチン、結核健康診断、子どもの定期予防接種等、各種検査・診断を実施し、感染症の流行防止に努めてきました。また、感染症に罹患（りかん）した患者やその家族に対して不当な差別がなされないよう、感染症に対する正しい知識や理解について、広報紙やホームページ、チラシ等を活用して普及啓発に取り組んでいます。

◇施策の方向◇

人権意識調査において、病気を抱える人について人権上問題があると思うことは、「悪いうわさを流されたり、差別的な言動を受けたりする」と回答した割合が最も多くなっています。そうした傾向も踏まえ、各種検査・診断を継続し感染症拡大を防止するとともに、疾病に罹患（りかん）した人に対する人権侵害・偏見をなくすため、正しい知識の普及に向けた取組を継続します。

市内で感染症が発生した場合には、市の対応方法を定めたマニュアルに基づき、感染症対策本部の設置や、関係機関との連絡体制の構築等により、迅速かつ適切に対応していきます。

主な取組

① 正しい知識の普及

疾病に罹患（りかん）した人やその家族が、無理解や誤解から偏見や差別を受けることのないよう、これらの疾病についての正しい知識と理解を深めるため、情報を積極的に発信していきます。

② 相談体制の充実

保健所、医療機関等の関係機関との密接な連携を図り、正しい情報を迅速に公開するとともに、安心して相談、検査が受けられるよう相談体制の充実を図ります。

③ 緊急時に向けた体制整備

市内で感染症が発生した際には、正しい情報を迅速に公開するとともに、感染症対策本部の設置基準や関係機関との連絡体制等、迅速かつ適切に対応するための市の対応方法を定めたマニュアルに基づき対応します。

(8) 犯罪に関わる人権侵害

近年、犯罪の被害者・加害者双方、またその家族等について、マスメディアやインターネットによる人権侵害が急速に拡大しており、深刻な問題となっています。2015(平成27)年の刑法犯認知件数は、約110万件で戦後最少となっています。刑法犯認知件数の推移をみると、1973(昭和48)年を底に、以降2002(平成14)年まで増加傾向にありました。特に1996(平成8)年以降は毎年、戦後最多を更新し続け、2002(平成14)年には285万件を超えましたが、その後は13年連続して減少しています。検挙時の年齢層別に当該年齢層別人口10万人当たりの検挙人員をみると、14～19歳が2003(平成15)年をピークに大きく減少し、2015(平成27)年には1989(平成元)年の0.4倍である549.8人となったのに対し、65歳以上の高齢者は1989(平成元)年の3.1倍である144.3人となっています。高齢者のうち増加率が最も高かったのは85～89歳で、1989(平成元)年の7.2倍である77.0人となりました。

犯罪被害者支援については、2005(平成17)年施行の「犯罪被害者等基本法」をはじめとして、関係法令の整備が進められています。一方、加害者の更生保護については、保護司会、更正保護施設をはじめとする関係機関・団体の連携によって取り組まれています。

伊勢原市では、これまで「社会を明るくする運動」の一環として、街頭キャンペーンや犯罪・非行からの立ち直り支援をテーマとした講演会等を実施してきました。また、犯罪に関わる情報提供を行うくらし安心メールを配信するとともに、登録者数の増加に向けて取り組んでいます。

◇施策の方向◇

生命の尊さや社会的弱者への理解を深めるとともに、犯罪の被害者・加害者双方、またその家族等の人権への配慮を促すため、総合的な人権教育・啓発を実施します。

人権意識調査において、刑を終えた人が社会復帰し、再犯を防止していくために必要だと思ふこととして「刑を終えて出所した人へ適切なカウンセリングを行う」と回答した割合が高くなっています。そうした傾向も踏まえ、罪を犯した人の更生を助ける関係団体への支援を行います。また、犯罪の被害者・加害者双方、またその家族等の人権擁護を図るため、相談体制を整備します。

主な取組

① 人権教育・啓発の推進

生命の尊さや社会的弱者への理解を深めるとともに、犯罪の被害者・加害者双方、またその家族等の人権への配慮と保護を図るため、教育・啓発を行います。

② 相談体制の充実

犯罪の被害者・加害者双方、またその家族等の人権擁護に向けて、相談体制の充実を図ります。

③ 関連団体の支援

社会奉仕の精神をもって、罪を犯した人の改善及び更生を助け、また犯罪予防の啓発を行う保護司会や、犯罪のない地域社会をつくるため、防犯指導員を中心に防犯活動を行う防犯協会等、関連団体の支援を行います。

(9) 労働者

厚生労働省のまとめた「平成27年度個別労働紛争解決制度の施行状況」によると、2015(平成27)年時点で、総合労働相談の件数が8年連続で100万件を超え、高止まりしています。総合労働相談のうち、民事上の個別労働紛争の相談内容では「いじめ・嫌がらせ」が約6万7千件と4年連続で最多となりました。また、パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員等の非正規雇用者の割合が1994(平成6)年以降、2015(平成27)年まで緩やかに増加しており、2015(平成27)年には役員を除く雇用者全体の37.5%に達しています。そのうち、正社員として働く機会がなく、非正規雇用で働いている者(本意非正規)の割合は、2015(平成27)年時点で非正規雇用労働者全体の16.9%となっています。年齢別に見ると、25～34歳で26.5%と最も高くなっています。

一方、「ニッポン一億総活躍プラン」が2016(平成28)年に閣議決定され、その中で「一億総活躍社会の実現に向けた横断的課題である働き方改革の方向」が示されました。具体的には、同一労働同一賃金の実現など非正規雇用の待遇改善、長時間労働の是正、高齢者の就労促進を進めることが明記されています。

伊勢原市では、社会保険労務士による相談や弁護士による法律相談等の専門相談を実施し、労働者の人権保護に努めてきました。あわせて、かながわ労働センター等の関係機関等、労働問題に関する相談窓口の周知に努めてきました。就労支援については、伊勢原市ふるさとハローワークにおいて、仕事の紹介・相談を行っています。また、障害者や高齢者等が職業を通じて地域で自立した生活が送れるよう、職場定着支援や生活支援等も含めた雇用対策の充実を図ってきました。

◇施策の方向◇

伊勢原市ふるさとハローワークにおける就労支援や、高齢者、障害者の職場定着支援や生活支援等に取り組みます。人権意識調査において、働く人の人権に関することで、問題があると思うことについて、「休暇制度があってもなかなか取得できない」「長時間労働が常態化している」と回答した割合が高くなっています。そうしたことから、労働基準法をはじめとする関係法令に定められた、労働者の基本的な権利と義務について、知識の普及・啓発を行います。あわせて、男女が共に仕事、家庭生活や地域活動に参加することができるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて取組を進めます。

ハラスメントを含めた各種相談については引き続き体制の整備と関係機関の周知を図るとともに、労働相談事業や労働者の労務改善等に取り組む関連団体を支援します。

主な取組

① 労働に関する知識の普及・啓発

労働基準法をはじめとする法令に定められた、労働者の基本的な権利と義務に関して、労働者や事業主に向けて、知識の普及・啓発に取り組みます。また、正規雇用・非正規雇用といった任用形態等により差別的な待遇を受けることのないよう、啓発を行います。

② 相談体制の充実

かながわ労働センター等の関係機関と連携し、労働問題に関する相談窓口を周知します。また、必要に応じて社会保険労務士による相談や弁護士による法律相談等の専門相談を案内し、労働者の人権保護に取り組みます。

③ ハラスメントの防止

セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等をなくすために啓発を行います。個別被害についても相談を受け、必要に応じて相談機関の紹介等を通じて救済と支援に取り組みます。

④ 就労支援の充実

伊勢原市ふるさとハローワークにおいて、仕事の紹介・相談を行います。また、障害者や高齢者等が職業を通じて地域で自立した生活が送れるよう、職場定着支援や生活支援等も含めた雇用対策の充実を図ります。

(10) インターネット等による人権侵害

インターネットが普及したことで、便利な生活が送れるようになった反面、さまざまな人権侵害が引き起こされています。具体的には、殺人・自殺・児童ポルノなど不法サイトの横行、架空請求詐欺等のサイバー犯罪が多発しています。企業や官公庁が保有する個人情報がインターネットを介して流出する事件も発生し、大きな社会問題となっています。また、携帯電話やパソコンを通じて、インターネット上のウェブサイトの見出し、SNS等に、特定の相手の悪口や誹謗・中傷を書き込む、無断で画像を掲載するなどのケースが頻発しています。

インターネット上での悪質な誹謗中傷等の通報は、各都道府県警察のサイバー犯罪相談窓口等で受け付けています。被害者はプロバイダ、サーバの管理・運営者等に対し、発信者の情報の開示を請求し、人権侵害情報の削除を依頼することができます。被害者自ら削除を求めることが困難な場合や被害者からの削除依頼にプロバイダ等が応じない場合等には、法務局でもプロバイダ等への削除の要請を行っています。法務局からの削除要請は、インターネット上の情報について法務局が調査を行い、名誉毀損やプライバシー侵害等の人権侵害に該当すると認められる場合に行っています。法務省の人権擁護機関が新規に救済手続を開始した事件のうち、インターネットを利用した人権侵害事件数は、2012(平成24)年には約700件でしたが、2015(平成27)年には約1,700件と増加しています。

犯罪の被害者・加害者双方、またその家族、推測により加害者とされた人や家族、あるいは興味本位で取り上げられた人など、インターネットやマスメディアによる報道で重大で深刻な人権侵害を受ける場合もあります。

伊勢原市では、個人の権利利益の侵害を防止し、もって基本的人権の擁護及び公正で民主的な市政の推進に資することを目的に、「個人情報保護条例」に個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めています。また、「情報セキュリティポリシー」を策定し、セキュリティ向上に取り組んでいます。あわせて、職員の情報セキュリティ研修を適宜実施し、意識向上に努めています。市民向けの啓発としては、インターネットの普及に伴う諸問題(ネット依存等)をテーマとした講座、メディアとの関わり方をテーマとした講座等を適宜実施してきました。

◇施策の方向◇

インターネット利用上のルールやプライバシーの保護に関する理解を深めるため、広く啓発を行います。携帯電話やスマートフォン等の普及に伴い、子どもたちが出会い系サイト等を悪用した犯罪や、無断で画像を掲載されるといったトラブルに巻き込まれるケースもあることから、それぞれ適切な使い方ができるよう、インターネット上の誤った情報をめぐる問題を含め、教育・啓発を行います。また、問題が生じた場合の相談対応、関係機関の紹介等を行い、被害の救済に取り組みます。

個人情報の保護に向けては、引き続き「個人情報保護条例」を適切に運用します。行政機関の保有する個人情報については、引き続き「情報セキュリティポリシー」にのっとった適切な管理を行います。

主な取組

① 行政機関における個人情報保護対策

市の保有する個人情報保護対策として、情報セキュリティポリシーにのっとり情報管理を行います。全庁的な取組として、セキュリティ訓練、USB メモリ等の外部媒体の管理徹底、e-ラーニングによる情報セキュリティ研修等を実施します。

② インターネット等に関するルールの周知やモラルの醸成

他者の誹謗中傷や差別的な書き込み、プライバシーの侵害等をしないよう、インターネット利用上のルールやプライバシーの保護に関する理解を深めるため、広く啓発を行います。

携帯電話やスマートフォン等について、子どもがそれぞれ適切な使い方ができるよう、インターネット上の誤った情報をめぐる問題を含め、教育・啓発を行います。また、携帯電話・スマートフォン等との関わり方については、子どもが自らの問題として考え、課題意識を持って主体的に取り組む必要があることから、子ども自身がどのような「使い道」をすべきかを主体的に考える取組を推進します。さらに、家庭においても家族で話し合う機会を設けてもらうよう、啓発を行います。

③ 相談・支援の充実

電子商取引に伴うトラブルに関する相談窓口を設置するとともに、SNS における誹謗中傷等、インターネット等の普及に伴う各種問題に対する適切な相談窓口について、周知します。

(11) 災害発生時の人権

妊産婦や子ども、高齢者や障害者、日本語による意思疎通が出来ない外国人等は、災害発生時の避難や発生後の避難生活において、より多くの困難を抱えるため特別な援助・配慮が必要になります。また、長期にわたる避難生活では、被災者のストレスが原因となり、嫌がらせやいじめ等、さまざまな人権侵害が発生する危険性が高まります。

2011(平成 23)年に発生した東日本大震災では、避難所における女性や子ども等に適切な配慮が行われなかった事例が多くあったことが伝えられました。原子力発電所事故に伴う風評被害、避難先での被災者に対する差別についても、問題となっています。

伊勢原市では、安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動を執ることに支援を要する災害時要援護者の登録を推進してきました。あわせて、災害時要援護者対応訓練を含む総合的な防災訓練を実施してきました。また、一般の避難所では避難生活に支障を来すおそれのある特別な配慮を要する高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等の要援護者等を受け入れるため、福祉避難所としての施設使用に関し、協議・検討に努めてきました。

◇施策の方向◇

災害時要援護者登録を進めるとともに、その対応を含めた総合的な防災訓練を継続して実施します。あわせて、広域避難所における部屋の割当、避難所ルールについて、要支援者に配慮した協議・検討を行います。また、災害時に男女双方の視点を取り入れることができるよう、防災に関する事項を審議する場への女性の参画を促します。福祉避難所については、引き続き受け入れ施設を増やしていけるよう、協議・検討を行います。

公助だけでなく自助・共助の意識を高めていただくため、地域を牽引する防災リーダーを育成するとともに、地域コミュニティの中で活発な自主防災活動が行われるような仕組みの構築に取り組みます。

災害発生時には時間経過に伴う被災者のニーズ変化に応じた総合的な支援と相談活動を実施します。また、正確な情報の提供及び広報活動を積極的に行うことで、流言や風評による被害を防止し、社会的な混乱の抑制に努めます。

主な取組

① 災害時要援護者等を含む災害対応

災害時要援護者対応訓練を含む防災訓練等を継続して実施します。また、日本の生活習慣に慣れていない外国人に対して、災害に関する基礎的な知識や災害時に執るべき行動について啓発を行います。

② 災害時要援護者・女性・子どもに向けた研修会の実施

災害時要援護者への配慮や二次被害の防止を含めた研修会、女性対象防災研修会・子ども対象防災研修会等の各種研修会を継続して実施します。

③ 災害対策への女性の参画

災害対応について審議する場に、女性の参画を促します。避難所においては、男女双方の視点を取り入れた運営を行うよう配慮します。また、復興対策の実施にあたっては、復興のあらゆる場面や組織における女性の参画に取り組みます。

④ 災害相談の実施・風評被害の防止

災害発生時には避難所生活、救援食料・水・生活必需品等の問い合わせ、被災住宅の修理、生業資金のあっ旋、融資に関する事等、時間経過に伴う被災者のニーズ変化に応じた総合的な相談活動を実施します。

また、正確な情報の提供及び広報活動を積極的に行うことで、流言や風評による被害を防止し、社会的な混乱の抑制に努めます。

(12) さまざまな人権課題

①性的少数者の人権

日本ではさまざまな制度が、男女2分割された形を前提としています。そうしたことから、同性愛者、性同一性障害等の性的少数者が不利益な扱いを受けたり、偏見による侮辱や蔑視等の差別を受けたりするケースがあります。

市としても性的少数者の人権を尊重するという視点から、意識啓発や相談・支援体制の充実を図ります。また、市職員が性的少数者に関する正しい理解を深めるため、国、神奈川県研修や人権団体が主催する人権研修に積極的に参加します。

②自殺に関わる人権

2015(平成27)年中における日本全体の自殺者数は、24,025人となっています。自殺は多くの場合、個人的な問題だけではなく、さまざまな社会的要因が重なり合っ

て起きています。また、残された遺族にも深刻な影響が及ぶため、適切な支援を要します。

これまでも自殺予防週間における街頭キャンペーン等を実施してきましたが、引き続き命の大切さを広く伝え、自殺のない社会の実現を目指します。

③北朝鮮当局による拉致被害者等の人権

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で姿を消しました。これらの事件の多くには、北朝鮮による拉致の疑いが持たれています。政府によって17名が拉致被害者として認定されていますが、さらに特定失踪者等の北朝鮮による拉致の可能性を排除できない人たちがいます。

伊勢原市ではこれまで、国・神奈川県と協力して「人権を考える市民の集い」、「拉致被害者横田めぐみさん及び神奈川県にゆかりのある特定失踪者の方のパネル展」等を実施してきました。引き続き、拉致事件の解決を目指し、国や神奈川県と協力して取組を進めます。

④婚外子の人権

法律に定められた婚姻関係を結んでいない男女間に生まれた子ども(婚外子)について、社会生活上の不利益を受けることや、偏見による侮辱や蔑視等の差別を受けることがあります。父母の婚姻関係の有無は子どもが責任を負うことの出来ない事項であり、婚外子であることを理由とした差別をしないよう、啓発に努めます。

⑤先住民族の人権

国連において「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択され、これを受け「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が2008(平成20)年に決議されました。政府はアイヌの人々を先住民族として認めること及び、これまでのアイヌ政策をさらに推進し、総合的な施策の確立に取り組むこととしました。伊勢原市としても、適切な相談窓口の周知等、国と協力し支援の実施に努めます。

これまで挙げた以外にも、社会には多くの人権課題が存在します。また、人権侵害は一つだけでなく複数の差別を同時に受けることも数多くあり、複雑化・多様化しているとともに、今後新たな課題が生ずることも考えられます。伊勢原市では、これらの課題についても関係機関等と連携して、解決に取り組みます。

第5章 施策の推進体制

市民参画による人権施策の点検評価（人権施策推進委員会）

市は、学識経験者や市内の人権関連団体代表者、市民からなる「伊勢原市人権施策推進委員会」に、人権施策の進捗状況を報告します。それぞれの立場から意見をいただき、人権施策に反映させます。

庁内推進体制の整備（人権施策推進会議）

人権の問題は、複数の分野にまたがり複合的に現れてきており、解決のためにはさまざまな部署の協力が必要となります。人権施策の推進に全庁的に取り組んでいくために、関係部署で組織された「伊勢原市人権施策推進会議」において人権施策の実施の方向について議論し、決定します。

職員人権研修の実施

市職員は市民の日常生活の場に密接に関わっており、市民の人権を守る責務を有しています。すべての職員が人権意識を高め、人権の視点を意識して職務の遂行ができるよう、さまざまな人権課題に即した研修を実施します。

人権擁護委員会等との連携

法務局から委嘱を受けた人権擁護委員で構成される人権擁護委員会は、人権相談や各種啓発活動を実施しています。市としても、人権擁護委員会や人権擁護に関わる各種団体と連携しながら、人権施策を推進します。

市民、事業者、各団体等の活動

人権を尊重するまちづくりは、行政の取組だけで実現できるものではありません。市民、事業者、各団体等それぞれが、人権尊重の理念に基づき、一層活発に活動し、行政と共に人権を尊重するまちづくりを推進していくことを期待します。行政としても、そうした取組への支援や協力を必要に応じて実施します。

伊勢原市人権施策推進指針（改定版）

発 行 2017（平成 29）年 7 月

発行者 伊勢原市市民生活部人権・広聴相談課
人権・男女共同参画推進係

〒259-1188 神奈川県伊勢原市田中 348 番地

Tel 0463-94-4711（代表）